

「江東区マンション等の建設に関する条例第20条」に係る協議について

平素より、当区の保健衛生行政にご理解いただきありがとうございます。保健所ではマンション等の住宅における快適な住居環境の確保のため、主に衛生設備（換気、給排水、廃棄物保管場所等）について協議を実施させていただいております。つきましては、裏面の協議確認票の内容につき確認のうえご記入いただき、生活衛生課環境衛生係まで **FAX** またはメールにてご回答願います。ご回答の内容に基づき連絡のうえ必要事項を協議させていただきます。

衛生設備関係の詳細につきましてはパンフレット「江東区マンション等の建設に関する条例第20条に掲げる住居の衛生的環境の確保について」をご参照願います。なお、不明な点等ございましたら、以下までお問い合わせのほどお願いいたします。

問合せ先

江東区保健所

生活衛生課 環境衛生係

江東区東陽 2-1-1

TEL : 03-3647-5862

FAX : 03-3615-7171

MAIL:hc-kankyo@city.koto.lg.jp

江東区保健所 生活衛生課 環境衛生係 行

FAX : 03-3615-7171 MAIL:hc-kankyo@city.koto.lg.jp

「江東区マンション等の建設に関する条例第20条」に係る協議確認票（回答）

建築物名称：(仮称)

計画地：(住居表示) 江東区

(地 番) 江東区

1. 建築構造の種類（鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨・その他）
2. 空調設備
 - (1)空調方式（個別方式・中央方式（ダクト方式、パッケージユニット方式、ファンコイル方式等））
 - (2)外気取入口と排気口のショートサーキット防止のため以下の点につき確認願います。
 - ①室内の外気取入れ口の位置（バルコニー・通路・外壁・その他）
 - ②室外への排気口の位置（バルコニー・通路・外壁・その他）
 - ③ガス湯沸器の排気口の位置（バルコニー・通路・外壁・その他）→①と②、①と③の位置の距離（上下及び水平距離）は最短で_____m
 - (3)24時間換気：ファンの点検口（有・無）、電源オフ対策（カバー・注意書き・その他（ ））
3. 給水設備

受水槽（有・無）、高置水槽（有・無）、消防用補給水槽（有・無）
上記設備の吐水口空間の確保（有・無・一部のみあり）

 - (1)受水槽方式の場合：パンフレットP2～8参照
 - (2)増圧給水方式の場合：以下の点につき確認願います。
 - ①増圧給水装置の設置場所（屋内・屋外）と安全対策（箱入施錠の有・無）
 - ②直結給水栓の設置と個数（場所： 、 個） ③散水栓の構造（立上・壁付・その他）
 - (3)自動かん水装置（有・無）と逆流防止措置（有・無）
4. その他

排水槽設置の場合：パンフレットP11～13参照
ディスプレイの設置（有・無）
排水管の悪臭防止措置（トラップ桝の設置：有・無）
雨水貯留槽（有・無）
廃棄物保管場所の付帯設備

給水栓の逆流防止措置（バキュームブレーカ付水栓、逆止弁・その他（ ））
給気口、排気口、換気ファン開口部の防虫網設置（有・無）
清掃用具の保管場所（専用・兼用、場所： ）
共用付帯施設（シアタールーム・共同浴場・プール等）の設置（有・無）
→関係法令上、手続きが生じる可能性がありますので別途相談願います。
竣工後の留意点：パンフレットP21参照

回答日： 年 月 日

事業者・担当者名：

住所・連絡先：